

〔事案 25-89〕 転換契約確認請求

・平成 26 年 2 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

口頭で合意したことにより、転換契約は成立したとして、契約の確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 9 月に定期保険特約付終身保険を契約したが、保険料払込期間満了の約 1 年前である平成 24 年 10 月ころ、募集人より本契約への転換の提案を受け、一旦は拒否したものの、同月中に転換することを電話で伝え、募集人があらためて自分の自宅を訪問し、転換の説明を受けることになった。しかしながら、訪問日時などは具体的には決まらず、平成 25 年 6 月に、募集人が配偶者の契約手続に自宅を訪れた際、本契約への転換手続について質問したところ、募集人から、「契約転換することは、既に会社の内規によってできない」と回答された。

転換することを募集人に電話で伝え、自宅を訪問することになった時点で契約は成立しており、また、自分が知らされていない内規によって契約転換の手続きが妨げられることは納得できないので、本転換契約が有効に存在していることの確認を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 生命保険契約は、契約者からの申込みと保険会社の承諾という二つの意思の合致によって成立するが、本転換プランは申立人によって断られており、そもそも申込みには至っていない。
- (2) 仮に申込みを受けたとしても、承諾するか否かは当社が決定することであり、申立人にはがんの既往症がある以上、引き受けられる可能性は低い。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、本契約が申立人と保険会社との間で口頭により成立した（合意された）ことの確認を求めているものと判断する。

2. 本契約の成立の可否について

- (1) 契約は、当事者の一方が申込みをなし、他方当事者がこれを承諾することによって成立する。この申込みと承諾は、理論上は口頭でも可能であるが、契約が成立するためには両当事者の確定的な意思の合致が必要である。しかし、保険契約は、大量かつ画一的な処理が要請されていることから、契約申込および承諾は書面により行われることになり、口頭での申込みは、一般的には保険契約の申込みとは認められず、また仮にこれが申込みと認められた場合でも、保険会社がこれに承諾を与えることはないため、特段の事情のない限り、口頭による生命保険の申込みは、法律上の申込みとは認められない。

本件では、申込みを有効と認めるべき特段の事情は認定できず、また、保険会社がこれ

に承諾を与えた事実も認められないことから、本契約は法律적으로는成立していない。

- (2) 申立人は、募集人に口頭で本契約の申込みをする意思を伝えたと主張するが、募集人がこれを承諾したか否かは不明である。また、本来生命保険の募集人は、保険契約を勧誘し契約申込みを保険会社に伝達する権限はあるが、申込みに対し承諾を与える権限はないことから、本件において、募集人がいかなる応答をしたか否かにかかわらず、契約は成立していない。

3. 内規による引受制限の合理性の存否

本来、生命保険契約において、保険会社は生命保険の申込みを承諾するか否かは自由に判断できる。したがって、いかなる場合に承諾するかを契約申込者に明示する義務はなく、これは、契約転換の場合も同様である。ただし、転換制度は、既存の保険契約者の利益でもあり（権利ではない）、契約者の平等の原則が適用されることから、保険会社は恣意的になることを防ぐために「内規」を設けている。

このように、「内規」は、契約者の権利を定めるものではなく内部規制にすぎないことから、これを契約者に明示していない場合でも違法とはならない。